

**アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務委託に係る
企画提案募集要領仕様書（企画提案用）**

1. 業務名

アンコンシャス・バイアス気づき発信事業実施業務

2. 事業目的

地域、職場、家庭において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスは、未だ根強く残っている。年代が高くなるほど多くなる無意識・無関心層に対する気づきを促すため、テレビCMを中心とした様々な媒体において動画を放送し、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた発信を行う。

3. 事業実施時期

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託業務内容

（1）素材等の規格

① 放送素材

ア 1パターンにつき15秒間及び30秒間のテレビスポットCMの放送素材を3パターン制作すること。

イ テレビ等の画像については、実写、コンピュータグラフィック、アニメーション等、特に指定はしない。

ウ 放送素材のほか、ホームページ掲載用及び県内行政機関の庁舎内における放映用として、テレビスポットCMと同一内容の動画データ（字幕なし及び字幕付きの2種類）及び統一イメージの静止画データを制作する。また、テレビスポットCMと同一内容の動画データを書き込んだDVDを計12枚（DVDプレイヤーで再生が可能な形式としたもので、字幕なし・字幕付きを各々6枚ずつ）を作成すること。

エ テレビスポットCMの動画データ（MP4形式）を県に提供すること（字幕なし・字幕付きを各々提供）。

② 各種啓発媒体等

ア YouTube 動画広告

イ Instagram 広告

ウ その他、県民に訴求する効果的な媒体があれば提案を受ける。

（2）素材等の内容

放送素材の企画方針等

「女性は仕事よりも家庭に専念すべきだ」といった固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、地域や職場、家庭の中に未だに深く浸透しており、女性や若者の活躍を阻害し、県外に流出する要因の一つとなっていると考えられる。

一方で、女性や若者自身も、無意識に自己の可能性を狭めている場合があり、それぞれのキャリア形成や県内での活躍のチャンスを逸している場合もある。

このため、自身のアンコンシャス・バイアスに気づき、意識改革を図るため、広く県民に訴求し関心を高めるCMを作成し放映する。内容は3パターン（「地域」「職場」「家庭」の3パターン）を制作するが、とりわけ年代が高くなるほど多くなる無意識・無関心層のバイアスを解消したいことから、そのうち1パターンは中高年層が身近に感じる出来事をテーマにするなど、その年代に強く訴求する内容とする。

全てのパターンにおいて、インパクト、わかりやすさ、好感度（誰もが受け入れられる言葉使いや表現）等に充分配慮するとともに、3パターンに共通性・一貫性を持たせるなど統一感のあるイメージで様々なアンコンシャス・バイアスに対する理解や認知度の向上に効果的な内容とすること。

なお、タレント等を起用する場合は、CMの品位を損ねることのないよう充分調査するとともに、オール媒体出演契約の締結など必要な手続きも行うこと。

(3) 素材制作経費等及び放送経費（税込み） ※SNS 及びウェブ広告経費は除く

6,500,000円程度を目安とする。

放送素材制作にかかる経費は、総委託費の3分の1程度（タレント起用の場合はこの限りでない）を目安とする。

(4) 放送実施機関

山形県内の民放2局以上

(5) 放送実施の期間及び回数

ア 期間

県が別途定めるキャンペーン期間 30日間

イ 時間帯及び放送回数（アルファベットは、放送時間帯のタイムランク）

下記の時間帯で126回以上放送することとし、放送実施機関数で均等に配分すること。

放送実施機関1局あたり、3パターン（15秒、30秒の両方）をランダムに放送すること。

15秒放送 A 10回以上 特B 18回以上 B 20回以上 C 15回以上

30秒放送 A 9回以上 特B 15回以上 B 15回以上 C 24回以上

(6) 各種啓発等の内容

ア YouTube 動画広告

民間インターネット動画サイト（YouTube）にテレビCM用に制作した動画を掲出する。15秒間全て見た場合に課金される方式（5秒後にスキップできる広告）により発注する。掲出期間は県が別途定めるキャンペーン期間30日間とし、動画広告は山形県のエリアに絞って掲出する。なお、年代・年齢による限定は行わない。

またインターネット動画広告を掲出する手続きの中で、県が行わなければならない手続きについても、可能な限り支援を行うこと。

イ Instagram 広告

Instagram に、スポット素材をもとに制作した静止画広告を掲出する。CPC (Cost Per Click) 方式とする。掲出期間は県が別途定めるキャンペーン期間 30 日間とし、山形県のエリアに絞って掲出する。なお、年代・年齢による限定は行わない。

また、Instagram 広告を掲出する手続きの中で、県が行わなければならない手続きについても、可能な限り支援を行うこと。

ウ その他、県民に訴求する効果的な媒体による広告

その他の提案がある場合は、具体的な内容を記載のうえ提案すること。

5. 業務完了報告書の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、すみやかに業務完了報告書を作成し、提出すること。
- (2) 業務完了報告書には、事業実施状況、実施成果等を含むこと。また、事業効果測定として本事業の効果を検証し、今後の事業展開の方向性について分析を加えた報告を添付すること。

6. 著作権

- (1) 本業務は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に問題が生じないよう配慮すること。
- (2) 本業務により新たに発生した著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (3) 本業務により新たに発生した著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。
- (5) 本業務の実施においてタレント及びキャラクター等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。

7. 受託にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、発注者と業務内容に関する具体的な打ち合わせを行いながら進めること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (5) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は本業務の受託者が行うこと。

- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。
- (8) 本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入および支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (9) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- (10) 委託事業に係る関係書類は委託事業終了後5年間保存すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。